

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 漁船立入検査証票の交付
- 米飯提供業者の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 自衛官第一次募集の第二回試験期日等
- 基本測量の実施
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 気腫を予防注射等の実施
- 豚移入禁止区域の指定
- 製炭伝習の期間等

告示

鳥取県告示第二百八十四号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二十八条の規定による漁船立入検査証票を次のように交付した。

昭和三十二年六月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

漁船立入検査証番号

氏名 職名 勤務所 交付年月日

一一一 伊井 巖 技術吏員 經濟部水産課 昭和三十二年六月十六日

鳥取県告示第二百八十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年六月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

| 登録番号 | 氏名 | 名称又は屋号 | 住 所 | 営業の場所 |
|------|-------|--------|---------------|-------|
| 七二三 | 奥村 元治 | 辰 元 | 気高郡気高町勝見七六二の四 | 住所に同じ |
| 七二四 | 山本美津枝 | ハクヨー食堂 | 鳥取市東品治町一一二の六 | " |
| 七二五 | 洪山 益雄 | ニコニコ食堂 | 境港市栄町九一 | " |
| 七二六 | 西村ちよ子 | 仲 乃 屋 | 鳥取市川端一の五一 | " |
| 七二七 | 岡田 寿江 | おかだ屋食堂 | " | " |
| 七二八 | 森田 しづ | 鳥取食堂 | 鳥取市東品治五八 | " |
| | | | 瓦町二五 | " |

鳥取県告示第二百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
 第一項の規定にもとづき指定医療機関として、昭和三十
 二年六月一日次のものを指定した。

| 名 称 | 所 在 地 | 管轄保健所名 |
|-------------|------------|--------|
| 鳥取県知事 遠 藤 茂 | | |
| 立岩薬局 | 鳥取市吉方一区八二五 | 鳥取保健所 |
| 池田薬局 | 今町二丁目四七 | " |

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

| | |
|------------|-----------|
| 吉田一陽堂 | 藪片原町一三ノ三 |
| 若桜橋薬局 | " |
| 有限会社 佐々木薬局 | 瓦町二一五番地 |
| 山本薬局 | 行徳四一三ノ七 |
| 山田愛国堂 薬局 | 川端四丁目二九番地 |
| 萩野薬局 | 川端一丁目六二番地 |

鳥取県告示第二百八十七号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う
 昭和三十三年度第一次募集の第二回試験期日、試験場を
 次のとおり定める。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

| 一 試験期日及び試験場 | 試験 期 日 | 試 験 場 |
|-------------|-----------|--------------------|
| 昭和三十三年 | 午前八時三十分から | 米子市両三柳陸上自衛隊米子駐とん部隊 |
| " | 七月三日 | 倉吉市仲ノ町倉吉成徳小学校 |
| " | 七月五日 | 鳥取市西町鳥取県立鳥取図書館講堂 |

鳥取県告示第二百八十八号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長か
 ら通知をうけた。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

| 一 作業種類 | 鳥取県知事 遠 藤 茂 |
|----------------|---------------|
| 基本測量（二、三等三角測量） | |
| 二 作業期間 | 六月十日から九月三十日まで |
| 三 作業地域 | 鳥取市、倉吉市 |

| | |
|-----|------------------------------------|
| 東伯郡 | 三朝町、赤碕町、関金町、北条町、中山町、東伯町、羽合町、東郷町、泊村 |
| 西伯郡 | 名和町 |
| 気高郡 | 鹿野町、気高町、青谷町 |

鳥取県告示第二百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
 第十五条第一項の規定にもとづき身体障害者が診断をう
 ける医師を次のとおり指定する。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 氏名 住所
内科 西内 道雄 鳥取市三津八七六
国立鳥取療養所内
" 和泉 裕之 "

鳥取県告示第二百九十号

次のように気腫疽並に馬流脳炎予防注射を実施するから
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六
条の規定により牛及び馬の所有者に対して注射をうける
ことを命ずる。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬流行性脳炎及び牛の気腫疽予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬流行性脳炎……馬 ただし生後三箇月以内
分娩後一箇月以内のものを除く。

気腫疽予防注射……牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

牛の気腫疽予防注射……気腫疽予防液皮下注射

馬流行性脳炎予防注射……馬流行性脳炎予防液皮下注射

別表

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 | 備考 |
|--------|------------|------|----------------|
| 七月一日 | 西伯郡伯仙町（大高） | 同上 | |
| " 二日 " | " " | " " | 気腫疽馬流 脳予防注射 |
| " 三日 " | " " | " " | |
| " 三日 " | " " | " " | |

鳥取県告示第二百九十一号
豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規

00982

則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域として広島県を指定する。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公 告

昭和三十三年度における製炭伝習の期間、場所及び伝習生の人数並びに願書受付期間を次のように公告する。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 製炭伝習の期間 六箇月
昭和三十三年七月十五日から
昭和三十三年一月十五日まで
- 二 製炭伝習の場所 日野郡江府町
- 三 製炭伝習生の人 数 二十人
- 四 願書受付期間 昭和三十三年六月十五日から
七月十日まで